重 要

令和７年度　放課後児童クラブ保護者負担金減免の申請について

１．令和６年度に就学援助（準要保護者）の認定を受けていた方

① ４月からの減免を希望する方は、裏面の専用フォームから**２月２８日（金）**までに申請してください。

② 令和６年度に就学援助費の給付認定を受けておられた方（準要保護者の方）については、当年度も引き続き認定を受けられるものと見なして、減免決定（例年７月中旬頃）までの間、保護者負担金の半額分を「仮減免」します。

③ 申請にあたっては、減免可否の判断のために、世帯の収入状況等について関係機関に調査されることを承諾いただく必要があります。

※申請書提出（フォームの送信）をもって、上記を承諾いただいたものと見なします。

※調査への承諾の代わりに、教育委員会が発行する就学援助費給付認定通知書の写し（写真またはスキャンデータ）を添付いただいた場合は、上記の調査は行いません。

④ 就学援助の認定を受けられた場合は、７月中を目途に減免決定通知書を申請者へ送付し、引き続き保護者負担金の半額を減免します。
就学援助が否認定であった場合は、４月～６月の保護者負担金の減免相当額（半額分）を追加で納付いただきます。（７月以降の負担金額は全額納付となります。）

⑤ 令和６年中の所得により、就学援助が否認定になる恐れのある方は、減免申請フォームの「仮減免を希望しない」欄にチェックをしてください。

２．令和７年度から新たに就学援助費の給付申請をする方

① ４月からの減免を希望する方は、裏面の専用フォームから**２月２８日（金）**までに申請してください。

② 申請にあたっては、減免可否の判断のために、世帯の収入状況等について関係機関に調査されることを承諾いただく必要があります。

※申請書提出（フォームの送信）をもって、上記を承諾いただいたものと見なします。

※調査への承諾の代わりに、教育委員会が発行する就学援助費給付認定通知書の写し（写真またはスキャンデータ）を添付いただいた場合は、上記の調査は行いません。

③ 就学援助の認定を受けられた場合は、４月～６月に納付済みの保護者負担金の半額分を返金の上、７月以降の負担金額は半額免除となります。

※返金には別途手続きが必要です。

※就学援助の認定は６月末頃となりますので、４月～６月までは一旦保護者負担金を全額納付いただきます。

＜裏面に続きます＞

３．生活保護受給世帯の方

① ４月からの減免を希望する方は、下記の専用フォームから**２月２８日（金）**までに申請してください。

② 申請にあたっては、減免可否の判断のために、生活保護の受給状況等について関係機関に調査されることを承諾いただく必要があります。

※申請書提出（フォームの送信）をもって、上記を承諾いただいたものと見なします。

※調査への承諾の代わりに、福祉事務所が発行する生活保護受給証明書の写し（写真またはスキャンデータ）を添付いただいた場合は、上記の調査は行いません。

③ 生活保護の受給状況を確認でき次第、減免決定通知書を申請者へ送付し、決定月以降の保護者負担金の全額を減免します。

※申請以前に遡っての減免はできませんのでご注意ください。

４．減免申請専用フォーム（LoGo フォーム）

○ 減免の対象となる方は、下記の QR コードまたは URL から、減免申請専用フォームへアクセスいただき、減免を希望する月の末日（その月の保護者負担金の納入期限）の１週間前までに申請してください。

【減免申請専用フォーム】

URL：https://logoform.jp/form/BJcW/451226